

4-1 各種届出等の運用基準

法第 17 条の 3 の 2 に規定する消防用設備等の設置に係る届出（以下「設置届」という。）、法第 17 条の 14 に規定する消防用設備等の工事着手に係る届出（以下「着工届」という。）、規則第 31 条の 3 に規定する「検査済証」、条例第 43 条に規定する防火対象物の使用開始の届出（以下「使用開始届」という。）及び志摩市消防同意等の事務処理に関する規程（令和 3 年志摩市消防長訓令第 20 号）第 14 条に規定する消防用設備等（特殊消防用設備等）の設置計画書の提出（以下「設置計画書」という。）の処理については、次のとおりとする。

1 届出日又は交付日

区 分	届 出 日 等
設置計画書	確認申請を行う際にあらかじめ提出（申請日まで）
着工届	消防用設備等の工事に着手しようとする日の 10 日前まで
設置届	消防用設備等の設置に係る工事が完了した日から 4 日以内
検査済証	消防用設備等の設置検査結果が適正であったことを確認後、速やかに交付（7 日以内）
使用開始届	防火対象物の使用開始日の 7 日前まで届出

2 届出又は交付の単位

届出又は交付の単位は、設備ごと、棟ごとを原則とする。（図 1 参照）

ただし、次の場合は一括処理して差し支えないものとする。

- (1) 届出が、同時期に同一棟内の複数設備に対し行われる場合（図 2 参照）
- (2) 届出が、同時期に同一敷地内の複数棟に付し行われる場合（図 3 参照）
- (3) 検査済証を、同時期に同一棟内の複数設備に対し交付する場合（図 2 参照）

※ 単 位：届出又は検査済証を作成する数量

※ 一括処理：1 の届出書又は検査済証に複数の設備又は棟を記載すること。

3 設置計画書の届出については、次によること。

(1) 届出の範囲について

防火対象物で、特定防火対象物（消防法施行令別表第 1 「1 項から 4 項、5 項イ、6 項、9 項イ、16 項イ」に掲げる防火対象物。以下同じ。）にあつては、延べ面積 300 m²以上、その他の防火対象物（18 項から 20 項を除く。）にあつては、延べ面積 500 m²以上のものについて届出を指導するものとする。

なお、これらの面積未満の防火対象物について消防用設備等設置指導上特

に必要があると認められるものについては、これによることなく届出を指導するものとする。

(※固定消防用設備の指導等が、これに該当する。)

図1

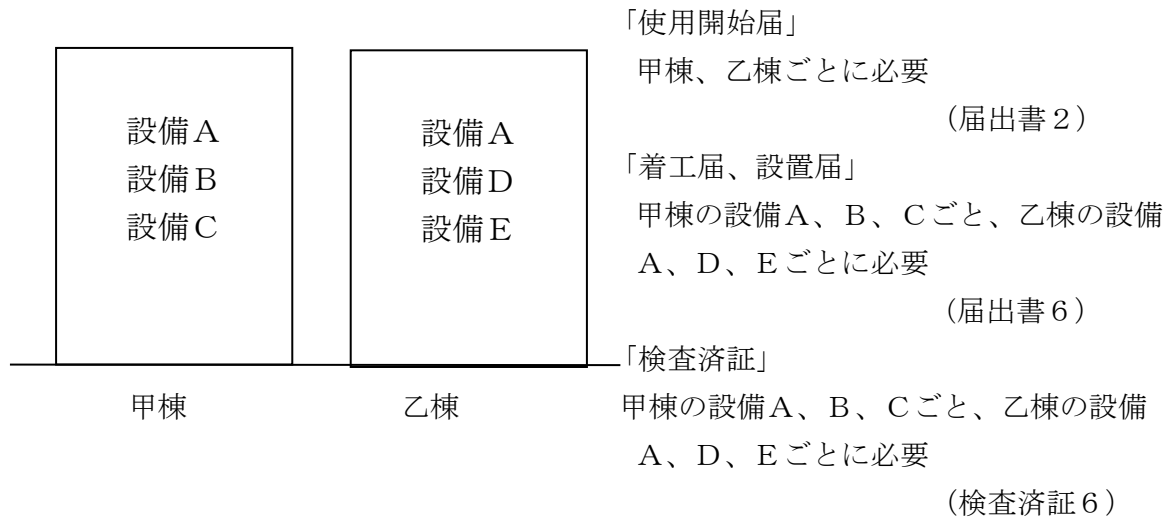


図2

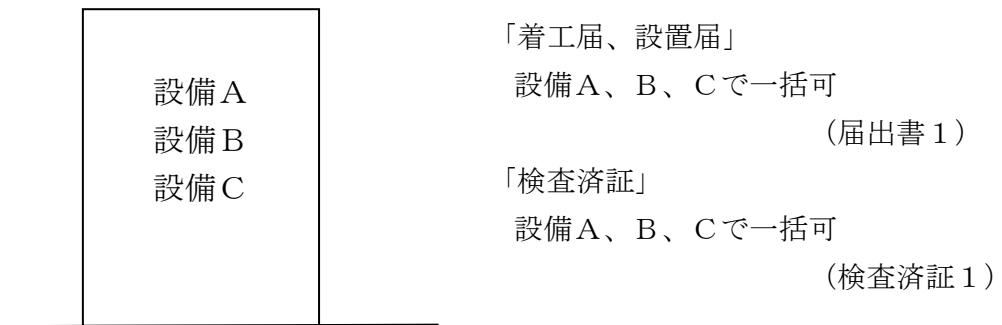
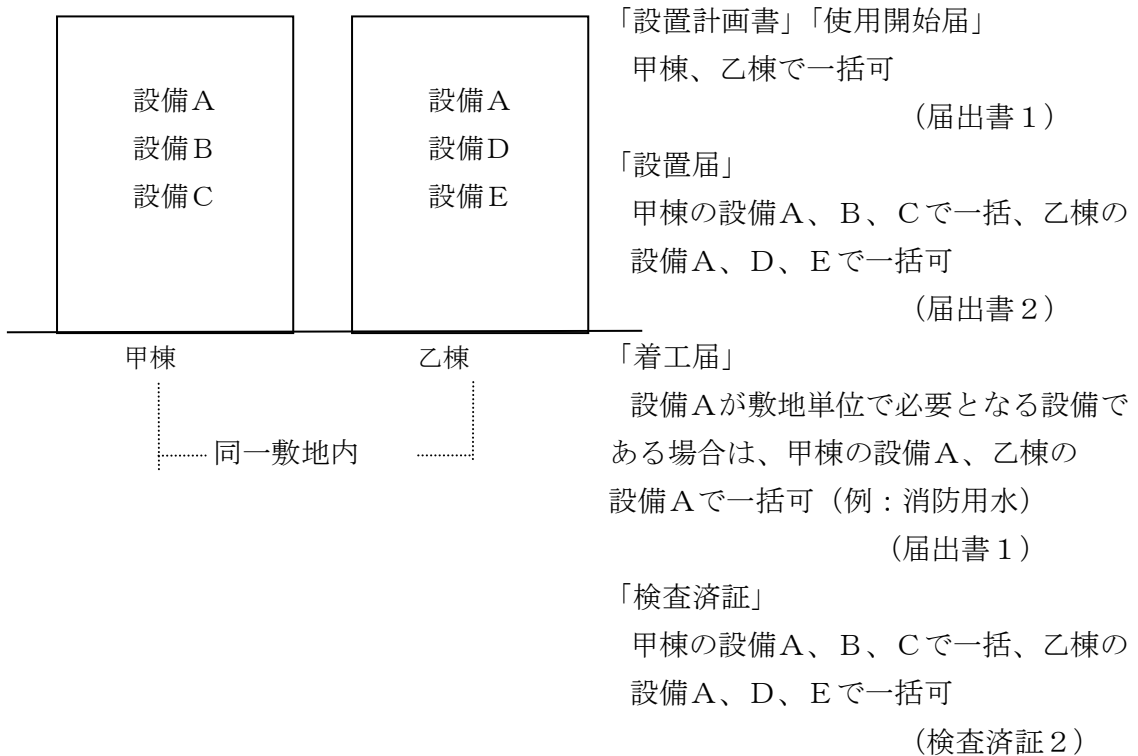


図3



4 添付図書の内容

添付図書 届出区分	内 容
設 置 計 画 書	防火に関する図書 敷地図（求積図） 建築物の配置図（求積図） 消防開口計算書 室内仕上げ表 各階平面図 消防用設備等の関係図面 その他必要な図面 （付近見取図、立面図、断面図、建具表、建具指示図等） ※消防用設備等に関する図書についても確認申請書に添付すること。
着 工 届	消防用設備等の設計に関する図書 （詳細は別記参照）
設 置 届	消防用設備等に関する図書 （着工届と同じであれば省略しても差し支えない。） 消防用設備等試験結果報告書 ※軽微な届出に該当する場合は写真 （改修前・後）

使用開始届	防火に関する図書 敷地図（求積図） 建築物の配置図（求積図） 消防開口計算書 室内仕上げ表 各階平面図 消防用設備等の関係図面 その他必要な図面 （付近見取図、立面図、断面図、建具表、建具指示図等）
-------	---

5 審査要領及び留意事項等

審査要領及び留意事項等	
設置計画書	<ol style="list-style-type: none"> 1 防火に関する規定に適合すること。 2 設置計画書の図書・内容が適正に記載されていること。
着工届	<ol style="list-style-type: none"> 1 着工届出された防火対象物について、設置計画書が提出されているか確認すること。 設置計画書が届出されているものについては、当該届出の消防用設備等に係る計画が着工届と相違ないか確認すること。 2 着工届の内容が適正に記載されていること。 3 消防用設備等に対する消防設備士の資格の適否の確認 4 添付書類に係る審査を行い、消防関係法令に適合するよう必要に応じて指摘を行うこと。
設置届	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置届出された消防用設備等について、着工届又は設置計画書が提出されているか確認すること。 2 設置届の内容が適正に記載されていること。 3 消防用設備等試験結果報告書の内容が適正であること。 軽微な工事に該当する場合は、改修前・後の写真が添付されていること。 目視で確認できないものは、写真等の資料を提出するなどして確認すること。 4 消防用設備等に対する消防設備士の資格の適否の確認を行うこと。 5 消防検査の対象となる防火対象物は、消防検査を実施すること。

検査済証	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防検査の結果、消防関係法令に適合するものであると認められるときは、規則第 31 条の 3 第 4 項に定める検査済証を作成するものとする（軽微な工事は現場確認を省略できる。）。 2 検査済証の内容が適正に記載されていること。
使用開始届	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用開始届出された防火対象物について、防火対象物内の消防用設備等に対し着工届又は設置届若しくは消防検査が行われているか確認すること。（消防検査と同日に使用開始を実施する場合は除く。） 2 使用開始届の内容が適正に記載されていること。 3 建築確認申請を要するものについては、消防同意等審査復命及び処理伺書の写しを参照すること。 4 添付図書に係る審査については、防火対象物の位置、構造、設備又は管理等が、関係法令に適合しているか必要に応じて現地調査を実施すること。

別 記

消防用設備等の着工届に係る添付図書に明記する事項及び留意事項

1 添付図書に明記すべき事項等

規則第 33 条の 18 第 1 号イからハマまでに規定する図書（以下「添付図書」という。）は、次によるものとする。

- (1) 規則第 31 条の 3 第 1 号イ及び第 33 条の 18 第 1 号イに規定する平面図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その設置に係る階の防火区画、階段、各室の用途、床面積、高さ（天井及び天井裏高さ）、各設備の機器等の配置状況、配管又は配線状況等を明記すること。
- (2) 規則第 31 条の 3 第 1 号ロ及び第 33 条の 18 第 1 号ロに規定する配管及び配線の系統図のうち、配管の系統図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成、配管の経路、口径等を系統的に明記すること。また、配線の系統図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記すること。
- (3) 平面図、計算書及び試験結果報告書により、1(2)に掲げる配管及び配線の系統図に明記すべき事項が確認できる場合は、当該平面図、計算書及び試験結果報告書をもって、配管及び配線の系統図と取り扱うこととして差

し支えないこと。

- (4) 規則第 33 条の 18 第 1 号ハに規定する計算書には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、次に掲げる事項を明記すること。また、算出に用いる各種係数、アイソメ図等の根拠を明記すること。

ア 所要の水量又は消火薬剤量等の算出方法

イ 加圧送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法

ウ 配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む所要揚程等の算出方法

エ 電動機等の所要容量の算出方法

オ 非常電源の容量の算出方法

カ 避難器具の取付金具及び取り付ける部分の強度の算出方法

キ その他消防用設備等の設置に係る算出方法

- (5) 消防用設備等又はその部分である機器等のうち、消防庁長官が定める基準に適合すべきこととされているものを用いる場合は、当該基準に適合する旨(規則第 31 条の 4 第 1 項の規定に基づく認定を受けたもの(以下「認定品」という。))にあっては、認定品である旨及び必要に応じて施工等の条件)を各添付図書に明記すること。

- (6) 添付図書は、折り上げで日本産業規格 A4 とし、図面の縮尺は、100 分の 1 を原則とするが、電子データで受け付ける場合等にあつては、この限りではない。

2 審査要領

(1) 消火設備

ア 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、スプリンクラー設備又は水噴霧消火設備

(ア) 消火栓設置間隔、ヘッド設置間隔及び取付位置が適正であること。

(イ) ポンプ、電動機等の容量が十分であること。

(ウ) 水源の容量が十分であること。

(エ) 機器、配管、継手、ノズル、弁類等の材質、大きさ等が適正であること。

(オ) 機器、配管、継手、ノズル、弁類、加圧送水装置等の設置場所(位置、区画、点検空間、非常照明等)が適正であること。

(カ) 計算書の内容が適正であること。

(キ) その他関係法令に適合していること。

イ 泡消火設備

(ア) ヘッド又は固定泡放出口の取付位置が適正であること。

(イ) 機器、消火薬剤貯蔵タンク、配管、継手、弁類等の材質、大きさ等が適正であること。

- (ウ) 機器、配管、継手、弁類、消火薬剤混合装置、起動装置、移動式泡消火設備のホース接続口の設置場所（位置）又は消火薬剤の貯蔵場所が適正であること。
 - (エ) 専用水源の容量及び消火薬剤の貯蔵量が適正であること。
 - (オ) 加圧送水（送液）装置、ポンプ、電動機等の容量及び設置場所が適正であること。
 - (カ) 計算書の内容が適正であること。
 - (キ) その他関係法令に適合していること。
- ウ 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
- (ア) 噴射ヘッドの取付位置が適正であること。
 - (イ) 加圧ガス容器、消火薬剤貯蔵容器、配管、継手、弁類等の材質、大きさ等が適正であること。
 - (ウ) 不活性ガス消火剤、ハロゲン化物消火剤、粉末消火剤の貯蔵量が適正であること。
 - (エ) 機器、配管、継手、弁類、音響（声）警報装置、起動装置、ガス容器、加圧ガス容器、移動式のホース接続口等の設置場所（位置）が適正であること。
 - (オ) 起動方式、安全対策、開口部閉鎖、排出措置等が適正であること。
 - (カ) 計算書の内容が適正であること。
 - (キ) その他関係法令に適合していること。
- エ 消火設備等の自動火災感知装置（感知器を用いるもの）に係る添付図書及び審査要領は、自動火災報知設備の例によること。
- (2) 警報設備
- ア 配線は、規定の電線を使用していること。
 - イ 受信機は、常時人がいる防災センター等で、操作又は点検に支障とならない位置に設けてあること。
 - ウ 自動火災報知設備の発信機、感知器等の種類及び設置場所（位置）が適正であること。
 - エ ガス漏れ火災警報設備の警報装置、検知器等の設置場所（位置）が適正であること。
 - オ 警戒区域の設定は適正であり、未警戒部分がないこと。
 - カ 受信機（複合盤）への各種移報表示関係が適正であること。
 - キ その他、関係法令に適合していること。
- (3) 避難設備
- ア 避難器具の設置位置が適正であること。
 - イ 避難器具を取付ける開口部の構造が適正であること。
 - ウ 計算書の内容が適正であること。
 - エ その他、関係法令に適合していること。

3 留意事項等

- (1) 着工届は、消防用設備等を新設、増設又は移設する場合にあつては消防用設備等ごとに別添1に定める基準日の、変更する場合にあつては変更工事を行おうとする日の、それぞれ10日前までに行うこと。
- (2) 着工届は、防火対象物又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所(以下「製造所等」という。)を設置する事業所ごとに行うこととして差し支えないこと。
- (3) 消防同意や製造所等の設置又は変更の許可申請の際に、消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る図書が提出されている場合など、既に消防機関において保有している図書がそのまま活用できる場合は、当該図書をもって添付図書に代えることとして差し支えないこと。
- (4) 着工届に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等に直接関係する事項以外の事項の記載や添付図書以外の図書の提出は、原則、要求しないこと。
なお、届出者が任意で添付図書以外の図書の提出を希望する場合は、これを妨げるものではない。

消防用設備等の着工届に係る基準日

消防用設備等の種類	基準日
消火設備	各設備の配管(各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。)の接続工事又は加圧送水装置等の設置工事を行おうとする日
警報設備	警報設備の受信機の設置工事を行おうとする日 ※ 受信機の設置工事を伴わない場合は、感知器又は検知器の設置を行おうとする日
避難設備	避難器具の取付金具の設置に係る工事を行おうとする日
必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	
(ア)パッケージ型消火設備	パッケージ型消火設備の格納箱の取り付け工事を行おうとする日
(イ)パッケージ型自動消火設備	パッケージ型自動消火設備の放出導管(放出口を直接取り付ける放出導管を除く。)の接続工事を行おうとする日
(ウ)共同住宅用スプリンクラー設備	各設備の配管(各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。)の接続工事又は加圧送水装置等の設置工事を行おうとする日
(エ)特定駐車場用泡消火設備	
(オ)共同住宅用自動火災報知設備	警報設備の受信機の設置工事を行おうとする日 ※ 受信機の設置工事を伴わない場合は、感知器の設置を行おうとする日
(カ)住戸用自動火災報知設備	
(キ)特定小規模施設用自動火災報知設備	
(ク)複合型居住施設用自動火災報知設備	